

浄化槽の正しい保守管理を

微生物で汚水を浄化する浄化槽は、

よく水槽で魚を飼うことに例えられます。水槽の魚はエサをやり、空気を送り込んでやらないと死んでしまいますが、浄化槽の微生物もそれと同じです。エサになる汚水（し尿や家庭から出る雑排水）が長期間流れ込まないと飢え死にしていまいますし、ブロワ（空気を送る装置）で絶えず空気を送り続けないと酸欠で死んでしまいます。

微生物で汚水を浄化しているのですから、微生物が死んでしまえば浄化槽はただの汚水タンクになってしまいます。そうならないためにも次の注意点を守って浄化槽を正しく使いましょう。

① ブロワの電源は絶対に切らない。

（数年にわたって使用しない場合はブロワを停止しますが、必ず汚泥の全量引抜き清掃を行ってください。）

② 微生物が常に元気でいられるように、専門の保守業者さんの保守点検を欠かさない。（浄化槽法では小型合併浄化槽で4か月に1回以上の保守点検）

③ 微生物をおびやかす油膜等の汚れが浄化槽内に広がらないようにきちんと清掃する。（浄化槽法では年1回以上。浄化槽の清掃は汚泥の汲取りだけが目的ではありません、汚泥がほとんどない場合でも清掃を必要とする場合

もあります）
④ 適正な水質で放流ができているか確認のために年1回の法定検査。

これらは浄化槽法で義務付けられていますので、怠ると督促や勧告、また立入検査等の対象となる場合があります。立入検査等の対象となる場合は環境への負荷を高めます。ご注意ください。

浄化槽の放流水は、側溝から河川・海等の公共水域に直接放流され、公共水域に放流された浄化槽排水は、廻りめぐってご自分を取り巻く環境に影響を及ぼします。

浄化槽は一番身近な水源です。佐渡の自然環境のため、そしてご自分のために、浄化槽の正しい保守管理をお願いします。

※浄化槽の正しい保守管理推進のため、市は浄化槽台帳の整備を進めています。管理者が変わったときなどは、市役所上下水道課維持管理係に申請してください。（申請用紙は各支所・行政サービスセンターの上下水道担当窓口にもあります）

また、適正な保守管理が行われておらず、管理者の連絡先が分からない浄化槽については、現状確認のため、台帳上の情報（管理者住所・氏名・浄化槽設置場所）を保守管理者に提供する場合があります。不都合がございましたら、市役所上下水道課維持管理係までご連絡ください。

お問い合わせ
市役所上下水道課 維持管理係（浄化槽担当） ☎55-2222

拉致被害者の救出を求める署名活動・パネル展



日時 8月19日（金）～21日（日）
午前10時～午後6時
場所 小木町商工会（小木町商工会と小木港佐渡汽船ターミナルにパネル展併設）
お問い合わせ
・曾我さん母娘を救う会 ☎55-2696（会長 和田）
・市役所総務課 拉致被害者対策係 ☎63-3111

愛犬家の皆さまへ 東北電力からのお願い

電気メーターの検針時、犬にかまれる災害が発生しています。安全確保のため、次のことにご協力をお願いします。

- 飼犬には、必ず引き綱をつけてください。
- 検針時には、つなぎ場所をメーターや玄関・ポスト付近から移動してください。（毎月の検針日は「電気ご使用量のお知らせ」をご覧ください。）
- 定期的に、引き綱・鎖・首輪切れ、つなぎ個所の点検をお願いします。



お問い合わせ
東北電力（株）佐渡営業所
お客さまセンター
☎0120-175-466

海の自己救命策 3つの基本

ライフジャケットの着用

海に落ちても沈まないために

連絡手段の確保

携帯電話の携行
（防水バックの使用）

118番の有効活用

海のもしものは！118番



お問い合わせ

佐渡海上保安署
（佐渡市両津夷1番地）
☎27-0118

